

- 費用の記載がないものは、すべて無料です。
- 郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。
- ファクスは、FAX共通と記載されている場合、市役所共通FAX981・5392です。
- 参加時はマスク着用の上、主催者の指示に従ってください。

## 交通遺児等援護100円募金

埼玉県交通安全対策協議会では、交通遺児援護基金を設置し、交通遺児などの援護を目的として寄せられた善意の寄付金を援護金および援護一時金として給付しています。左記の期間中、危機管理課窓口で募金箱の設置をしていますので、ご協力をよろしくお願いたします。

期間：12月28日(木)まで

問合せ：危機管理課 ☎940・1072 FAX共通

## 税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報活動を行っています。この機会に、税についての知識と理解を深めてみませんか。

税を考える週間 **検索**

問合せ：越谷税務署 ☎965・8112

## インボイス制度の説明会

越谷税務署で、事業者を対象に消費税のインボイス制度について説明会を開催します。※詳細は国税庁ホームページ

ページをご確認ください。

日時：11月8日(木)・10日(土)・21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)・12月2日(金)・12日(月)①午前10時～11時②午後2時～3時(11月22日は①のみ)

場所：越谷税務署別館会議室

定員：各20人※事前登録制

問合せ：「法人の方」越谷税務署法人課税第一部門 ☎965・8174

「個人の方」越谷税務署個人課税第一部門 ☎965・8764

## 秋の火災予防運動

この時期は空気が乾燥し、風の強い日も多く、火災が発生しやすくなっています。消防署では2022年度全国統一防火標語「お出かけはマスキューン」の火の用心のもと、家庭や職場における防火安全対策の徹底など、火災予防を呼びかけています。

期間：11月9日(火)～15日(日)

問合せ：吉川松伏消防組合予防課 ☎982・3919

## 東埼玉資源環境組合入札参加資格審査申請追加受け付け

申請期間：11月14日(月)～12月9日(金)(消印有効)

内容：組合が発注する工事の請負や物品の納入など※詳細は組合ホームページをご確認ください。

申請方法・問合せ：必要書類を郵送で東埼玉資源環境組合総務課庶務担当(〒343-0011、越谷市増林3-2-1)へ ☎966・0122 FAX共通 ☎965・6569

## 女性の権利ホットライン強化週間

さいたま地方事務局と県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について多くの方に利用していただけるように、全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間を設定し、専用相談電話による相談を通常の受付時間を延長して行います。

日時：11月18日(金)～24日(木) 午前8時30分～午後7時(11月19日(土)・20日(日)・23日(水)は午前10時～午後5時)

内容：法務局職員と人権擁護委員による電話相談 ☎057・070・810 ※秘密は厳守します。

問合せ：さいたま地方事務局人権擁護課 ☎048・859・3507

## 労使トラブル

### 円満な解決のお手伝いをします

「解雇・雇止め」「労働条件の見直し」「パワハラ」など労働者と会社のトラブルでお困りのことはありませんか。

県労働委員会が中立・公正な立場であつせんを行い、トラブル解決をお手伝いします。手続きは簡単、秘密厳守、無料です。

問合せ：県労働委員会事務局 ☎048・830・6452 FAX共通 ☎830・4935

## マンションの住まいトラブル

### 管理無料相談

日時：11月17日(木)午後6時～9時

場所：おあしすミーティングルーム1・2

主催：(一社)埼玉県マンション管理士会

申込・問合せ：都市計画課 ☎982・9885 FAX共通

## 木造住宅の耐震化に関する補助金

市では、職員による木造住宅の無料簡易耐震診断を行っています。耐震不足と判断された

場合には、建築士による耐震診断やその後の耐震改修に補助金を交付しています。ぜひご利用ください。また、今年度より高齢者居住世帯(65歳以上)が、耐震改修を行う場合には、補助金の増額を行っています。

対象：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

問合せ：都市計画課 ☎982・9885 FAX共通

## 「空き家」の所有者の方へ 適正管理をお願いします

誰も住まなくなり、老朽化した危険な空き家が、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている事例が増えています。空き家が放置されると、樹木の繁茂や害虫などの発生、屋根材などの飛散や倒壊事故などにもつながります。空き家は個人の財産であり適切な維持管理は所有者の責務となっています。空き家の所有者または管理している方は、定期的に空き家の状況を確認し、適切な維持管理をお願いします。

空き家に関する相談は、左記窓口で受け付けています。

問合せ：都市計画課 ☎982・9885 FAX共通